荒川大麻生公園　現況調書

1　公園の設置目的

この公園は、地域の貴重な自然環境を保全しながら、県民の自然とのふれあいの場、自然観察活動の場となるとともに、県民の余暇活動の多様化に対応したスポーツ・レクリエーションの場を提供することを目的としている。

園内には、河川敷としては希な大規模な樹林地が残り、周辺の水辺や草地とともに、「野鳥の森」と呼ばれる県内有数の野鳥生息地となっている。河川の生態系を自然のままで観察できる貴重な場所でもある。このほか河原植物の自生する「野草の広場」が整備されている。

※　現在ゴルフ場の管理は公園では行っていない。

2　公園の概要

(1) 位置　　熊谷市大字広瀬、押切、樋春地内

(2) 開設年月日　昭和６１年１１月１５日

(3) 公園面積　　８６．３ｈａ

(4) 主な施設

［施設区分］	［施　　設　　名］	有料	無料
1［修景施設］	植栽（4,900㎡）、池（1,659㎡）	―	―
2［休養施設］	ベンチ	―	―
3［遊戯施設］	なし	―	―
4［運動施設］	なし	―	―
5［教養施設］	野鳥の森（120,000㎡）	―	―
6［便益施設］	駐車場（2,080㎡）、便所（5基）	―	―
7［管理施設］	なし	―	―
8［防災施設］	なし	―	―

(5) 主な建物（建築物）

・荒川大麻生公園　建物一覧表参照（別紙１）

3　施設供用日、供用時間等　※令和６年度実績

［施設名］	［開設期間・日数］	［開園時間］	［休園日］
園　　内	４．１～３．３１	終日	なし

4　職員体制

(1) 公園の全区域が河川敷内にあるため現地に管理事務所はないが、現指定管理者は本部に常勤職員及び臨時職員を配置している。

(2) 常勤職員は週２回(午前・午後)、巡回を行っている。また、土日において、適宜イベントを実施し、残余の時間は巡回を行っている。

(3) 臨時職員は、現地事務所(熊谷市上之)を設置し、平日6:00～12:00、16:00～21:00、日祭日は16:00～19:00の間、現地連絡員として常駐している。

5　管理実態

(1) 園地図

・荒川大麻生公園　園地図参照（別紙２）

(2) 管理業務

・荒川大麻生公園　現状管理業務一覧参照（別紙３）
・荒川大麻生公園　管理費内訳及び収入実績参照（別紙４）

(3) 主要設備機器

・荒川大麻生公園　主要設備機器一覧表参照（別紙５）

(4) 施設運営電力等契約状況

○電気（契約種別・契約電力）	なし
○上下水道（契約口径・引込数）	熊谷市　75㎜　×　1口
○ＬＰガス（用途）	なし
○重油（用途）	なし
○軽油（用途）	なし
○灯油（用途）	なし
○ガソリン（用途）	刈払機・乗用車用
○電話	固定電話1回線(FAX含む)、携帯電話1契約

(5) 遊具点検

遊具なし

(6) 運動施設管理（建築物を伴うものを除く）

運動施設なし

(7) 修繕リスト

・荒川大麻生公園　修繕工事一覧参照（別紙６）

(8) 有料施設の利用状況

有料施設なし

(9) 設置・占用・行為許可の状況

・荒川大麻生公園　設置・占用・行為許可一覧参照（別紙７）

(10) 貸与可能備品

貸与可能備品なし

(11) 有料施設の利用料金等の設定

・荒川大麻生公園　利用料金等の設定（別紙８）

(12) 施設の防災に係る地理的条件

洪水浸水想定区域　水深最大５ｍ以上

(13) 公園施設長寿命化計画

・県では、公園施設の効果的・効率的な維持管理と維持管理費用の縮減・平準化を行うため、公園施設長寿命化計画を策定し、計画的に修繕・更新等を行っている。
・令和６年３月時点の計画では以下の公園施設について計画を策定しているが、劣化状況や使用頻度、予算状況などにより対策内容や時期は変動する。

〔 令和８年度　橋梁：補修 〕

(14) 県営公園利用者アンケート結果

・荒川大麻生公園　県営公園利用者アンケート集計結果（別紙９）
※令和７年５月２１日（水）～６月２０日（金）webアンケートにより実施
※県HPや県公式SNS（LINE等）での周知及び公園管理事務所窓口等で利用者に回答の協力を呼びかけて実施

６　特記事項

○　生態系に配慮した管理

地域の特性を尊重して樹林を活かした「野鳥の森」があり、公園内では多数の希少動植物種を含む多くの野鳥をはじめとした野生生物が生息・生育している。また、公園に面した荒川では、水辺に多くの鳥が生息している。これらの地域は、県生態系保護協会等からの要請に基づき、園路を除いて生態系保護ゾーンとしての効果的な管理を行っており、外来種の駆除や希少動植物の生息・生育する環境の育成改善等、荒川大麻生公園が有する豊かな自然生態系の保全を中心とした管理をしている。

○　地元ボランティア等との協働による管理

カワラナデシコが自生する自由広場内の「野草の広場」では、年１回、指定管理者が中心となって、熊谷の環境を考える連絡協議会等、地元の環境保護団体と野焼きによる植生管理をしている。野焼きの際は関係諸機関と連携・支援のもとに行っている。

また、近年アライグマ、オオキンケイギク、アレチウリ、ニセアカシア、オオブタクサ等の外来種の侵入・繁茂が著しく、在来動植物保護のために、ボランティアの組織化(エコパークボランティア)による駆除作業を行っている。このように、地元ボランティア等との協働による公園管理がなされている。

○　河川増水時における施設・工作物等の撤去

荒川の堤外地のため、河川の水位が上昇し、冠水が予測される場合には、毎年作成している撤去計画に基づき施設・工作物の撤去等の対応を行っている。

○　ホームレスへの対応

野鳥の森の中に、以前ホームレスが住んでいる形跡があるため、現在も引き続き巡回時に注視している。

○　公園の利用の現況

ア　自由広場には、多目的に使用できるグランドが５面あり、熊谷市サッカー協会が所有するサッカーゴールが置かれている。市に登録しているスポーツ団体等の利用について、熊谷市地元公民館等から、行為許可申請が年３０回程度ある。

イ　利用者遵守事項において「許可なく園内でドローン、ラジコン飛行機、U コン等を飛ばすこと」は禁止されているが、過去に県が利用を許可した経緯があり、遊戯の場所の草刈り等管理を利用者側が行う代わりに、現在に至るまで指定管理者が定期的に許可書を発行している。

○　公園区域内の未買収地等

公園区域内に未買収地（未供用地）が複数有り、地主が耕作を続けている箇所がある。

○　ゴミ箱等の設置状況

家庭ゴミの搬入防止や、環境負荷低減の公園利用を推進する意味もこめて、園内にゴミ箱は設置していない。

○　公園における禁止行為の現況

ア　河川敷に整備された公園であることもあり、ゴルフ禁止や犬の散歩におけるノーリード等の指導件数が多い。

イ　河川敷に位置している公園のため、粗大ゴミ、石や土などの処分しにくいゴミの不法投棄が多い。

○　熊谷大橋耐震補強工事の進行

公園内の「野鳥の森」を横断する位置に県道の熊谷大橋があり、橋脚の耐震補強工事が進行中である。令和７年度以降、公園内の工事が予定され

ており、橋脚周囲の掘削、残土の仮置き、工事用道路の設置等が生じることにより、公園内の樹木をはじめとする自然環境への影響が危惧されている。地域の保護団体の意見を聞きながら、生態系保全のための対策も進められている。

○　ネーミングライツについて

県は令和７年度中にネーミングライツの募集を行い、公園の愛称が付される予定である。なお、ネーミングライツ募集の事務は県が行い、命名権料も県の収益となる予定。

別紙１

荒川大麻生公園　建物一覧表

施　設　名	建設年月日	増築年月日	構　造	階数	建築面積（㎡）	延床面積（㎡）
便所1（多目的）	平成9年3月		鉄構造（移動可能）	1	4.00	4.00
便所2　（男女）	平成9年3月		鉄構造（移動可能）	1	2.00	2.00
便所3　（男女）	平成9年3月		鉄構造（移動可能）	1	2.00	2.00
				計	8.00	8.00

別紙２

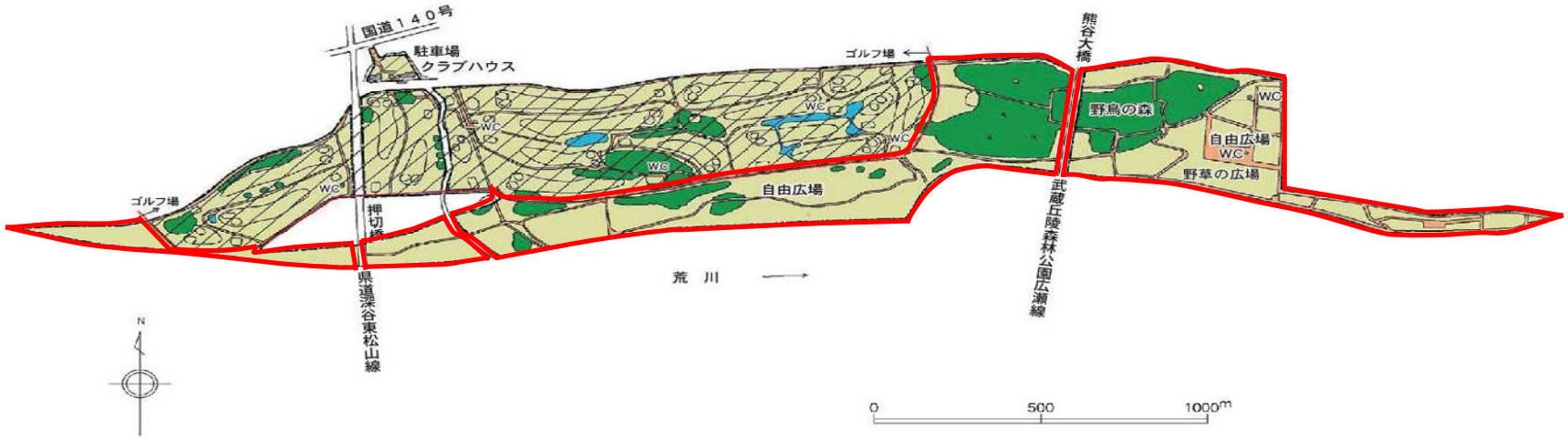

公園名	荒川大麻生公園	図面名	園地図	

都市整備部公園スタジアム課

別紙３－１

荒川大麻生公園　現状管理業務一覧

	業務名	業 務 内 容
1	本部事務	問い合わせ対応（電話・メール等）、手続き事務（行為許可の受付・許可書の発行等）、鍵の管理（車止め等）
2	園地管理業務	1 野鳥の森南側樹林地 ニセアカシア林の萌芽伐採、アレチウリ等の除去及び、アズマネザサ下刈り 3,000㎡ 1回／年 2 野鳥の森旧牧草地の二次林幼木育成地 被陰する草本植物刈り払い 10,000㎡ 1回／年 3 野鳥の森創出池（カワセミの池） 外来動植物の除去や繁茂した植物の間引き等の管理 100㎡ 1回／年 4 自由広場（野草の広場）カワラナデシコ自生地、砂礫性植物群落 火入れによる草原植生の維持管理 16,700㎡と18,000㎡のエリアを交互に実施 1回／年 5 自由広場（野草の広場）ニセアカシア、シナダレスズメガヤ拡散地 侵略的外来植物の選択的下刈り・除去、及び繁茂した植物の間引き 2,000㎡ 3回／年 6 自由広場（東地区） 竹等の侵入繁茂等を抑止するための伐採、オオキンケイギク、シナダレスズメガヤ等外来種の抜き取り・刈り取り除去 6,000㎡ 1回／年 7 榎木の木陰づくり グラウンド周辺部で育成中のエノキ等の日陰木の手入れ 随時 8 河原松山・河原植物の再生 植栽したマツ苗木の管理、自由広場東地区等におけるアカマツ実生の育成、河原植物見本園の整備 随時 9 オオムラサキの森づくり 成虫の出現状況の記録、幼虫の食樹であるエノキと成虫の蜜源となるクヌギの育成 随時 ※ オオキンケイギク・アレチウリ・アライグマ等の特定外来生物、及びニセアカシア・オオブタクサ・セイタカアワダチソウ等の侵略的外来種の除去を重点的に実施する。 ※ 職員による園地巡回は、自然環境調査、施設・設備の保守点検、廃棄物及び施設の清掃、粗大ゴミの確認等の目的で実施する。 2回／週 ※ 多目的グラウンド整備 随時 ※ 芝生刈り込み 28,000㎡ 10回／年 ※ 園路草刈り 3回／年 ※ 低木(エノキ自生木を除く)剪定作業 1,000㎡ 1回／年 ※ 軽微な除草や枯損木処理は職員が直接実施し、重機の使用を伴う規模のものは外部に委託している。

別紙３－２

荒川大麻生公園　現状管理業務一覧

	業務名	業 務 内 容
3	清掃業務	屋外トイレの清掃　5基　　2回／週
4	廃棄物処理運搬業務（可燃・資源ゴミ）	廃棄物を回収して、清掃工場まで運搬処理
5	廃棄物処理運搬業務（不燃等）	廃棄物を回収して、産業廃棄物として運搬処理を外注
6	汲取りトイレし尿収集運搬	清掃業者に外注（月2回程度の汲み取り。令和5年度実績 37,800リットル）
7	不法投棄物処分	廃棄物の運搬処理を外注

別紙４

荒川大麻生公園　管理費内訳及び収入実績

（千円）

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度（予算）
管理経費	人件費	12,849	12,848	12,848	13,212	13,926
	消耗品費	289	106	225	150	221
	修繕費	195	512	234	420	245
	光熱水費	170	154	199	197	199
	責任保険料	675	681	684	49	51
	手数料	363	589	597	608	750
	委託料	1,826	1,771	1,848	2,566	2,566
	租税公課	0	0	0	0	0
	その他	335	390	445	548	582
	合計	16,702	17,051	17,080	17,750	18,540

収入	委託料収入	16,882	16,882	16,906	17,610	18,319
	利用料金収入	22	0	0	0	66
	自主事業収入	127	142	137	139	155
	合計	17,031	17,024	17,043	17,749	18,540

管理費経費－収入		−329	27	37	1	0

※　令和3年度から令和6年度は決算、令和7年度は当初予算の額を記載。

※　令和7年度（予算）の指定管理料のうち、光熱費及び燃料費等について、昨今のエネルギー価格高騰を見込んで33千円増額している。
　この増額した指定管理料については、精算対象とし、光熱費及び燃料費等の支出実績を踏まえて、使用しなかった分は県へ返還することとしている。

別紙５

荒川大麻生公園　主要設備機器一覧表

機　器　名	仕　　様　・　能　　力	台数	備　考
汲み取り便槽１	下水道事業団C種	1	
汲み取り便槽２	簡易水洗用便槽 TNS-1000型	2	

別紙6

荒　川　大　麻　生　公　園　　修　繕　工　事　一　覧

（単位　円　消費税込み）

令和　5　年　度		令和　6　年　度	
修　繕　名	金　額	修　繕　名	金　額
なし		自由広場洋式トイレ改修（固定具の位置変更）	220,000
合　計	0	合　計	220,000

※　この表は、一件の修繕で２０万円以上のものを記載しています。

別紙７－１

荒川大麻生公園
設置・占用・行為許可一覧

R7.3.31現在

許可種類	申請目的	申請箇所	面積・数量等	許可申請期間		
				始期	終期	期間
設置	サッカーゴール	荒川大麻生公園内	12台	R3.3.15	R8.3.31	6年
設置	収納ベンチ	荒川大麻生公園内	１台	R4.11.4	R8.3.31	5年
占用	特別高圧架空送電線、鉄塔	荒川大麻生公園内	2842.3m、1基	H27.4.1	R7.3.31	10年
占用	電線	荒川大麻生公園内	7,878m	R4.4.1	R9.3.31	5年
占用	公共下水道	荒川大麻生公園内	1本	R6.4.1	R16.3.31	10年
占用	指導標識	荒川大麻生公園内	10基	R6.4.1	R16.3.31	10年
行為	大麻生公民館自主事業	広場4		R6.5.2	R6.5.30	5日
行為	市内スポーツ団体の活動支援	広場5、6、7、9		R6.5.3	R6.5.26	10日
行為	上石公民館自主事業	広場8		R6.5.1	R6.5.31	14日
行為	大麻生公民館自主事業	広場4		R6.6.6	R6.6.27	4日
行為	市内スポーツ団体の活動支援	広場5、6、7、9		R6.6.1	R6.6.30	11日
行為	上石公民館自主事業	広場8		R6.6.3	R6.6.28	12日
行為	大麻生公民館自主事業	広場4		R6.7.4	R6.7.25	4日
行為	市内スポーツ団体の活動支援	広場5、6、7、9		R6.7.6	R6.7.28	9日
行為	上石公民館自主事業	広場8		R6.7.1	R6.7.31	14日
行為	市内スポーツ団体の活動支援	広場5、6、7、9		R6.8.3	R6.8.31	10日
行為	上石公民館自主事業	広場8		R6.8.2	R6.8.30	13日
行為	市内スポーツ団体の活動支援	広場5、6、7、9		R6.9.1	R6.9.29	11日
行為	大麻生公民館自主事業	広場4		R6.9.5	R6.9.26	4日
行為	上石公民館自主事業	広場8		R6.9.2	R6.9.30	13日
行為	市内スポーツ団体の活動支援	広場5、6、7、9		R6.10.5	R6.10.27	9日
行為	大麻生公民館自主事業	広場4		R6.10.3	R6.10.31	5日
行為	上石公民館自主事業	広場8		R6.10.2	R6.10.30	13日
行為	植物及び野鳥の観察会	荒川大麻生公園内		R6.11.10	R6.11.10	1日
行為	市内スポーツ団体の活動支援	広場5、6、7、9		R6.11.2	R6.11.30	10日
行為	大麻生公民館自主事業	広場4		R6.11.7	R6.11.28	4日
行為	上石公民館自主事業	広場8		R6.11.1	R6.11.29	13日
行為	野鳥観察及び参加交流	荒川大麻生公園内		R7.1.15	R7.1.15	1日
行為	上石公民館自主事業	広場8		R6.12.2	R6.12.27	12日
行為	市内スポーツ団体の活動支援	広場5、6、7、9		R6.12.1	R6.12.29	9日

別紙７－２

荒川大麻生公園
設置・占用・行為許可一覧

R7.3.31現在

許可種類	申請目的	申請箇所	面積・数量等	許可申請期間		
				始期	終期	期間
行為	市内スポーツ団体の活動支援	広場5、6、7、9		R7.1.5	R7.1.26	8日
行為	上石公民館自主事業	広場8		R7.1.10	R7.1.31	10日
行為	市内スポーツ団体の活動支援	広場5、6、7、9		R7.2.1	R7.2.24	10日
行為	上石公民館自主事業	広場8		R7.2.3	R7.2.28	12日
行為	市内スポーツ団体の活動支援	広場5、6、7、9		R7.3.3	R7.3.31	11日
行為	上石公民館自主事業	広場8		R7.3.3	R7.3.30	13日

別紙８

利用料金等の設定（荒川大麻生公園）

（１）利用料金

イ　行為許可

行　　為	現　行　料　金（円）
物品の販売及びこれに類する行為	１㎡当たり１日　33円
業として行う写真の撮影	１件　半日　　6,600円 １件　１日　13,200円
業として行う映画等の撮影	１件　半日　14,900円 １件　１日　29,800円
興行及びこれに類する行為	１㎡当たり１日　17円
競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催し	１㎡当たり１日　　5円
広告物の表示(屋外広告物条例違反とならないものに限る)	表示面積１㎡当たり1日　73円 （但し、A3サイズ以内は一律33円）

※ 国及び地方公共団体（同等の団体含む）が主催、共催若しくは後援する公益的事業に係る許可については、上記の金額にかかわらず無料とします。

※ 学校教育法の規定による学校（大学、専修学校、各種学校は除く）、児童福祉法にいう保育所の事業に係る許可については上記の金額にかかわらず無料とします。

※ 利用する面積が１㎡未満であるとき、又は、その面積に１㎡未満の端数があるときは、１㎡として計算するものとします。

※ 上記の行為許可のうち「物品の販売及びこれに類する行為」、「興行及びこれに類する行為」及び「競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催し」については、上記に掲げる金額に利用面積（㎡）を乗じて得た金額に消費税を加えた額とします。

※ 上記の行為許可に基づいて算出した金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。

※ 電気、ガス、水道、下水道等を使用する場合又は特別な設備、管理、模様替え等を要する場合は、表の料金にそれぞれ実費相当額を加えた額とします。

※ 広告物の表示は1か月未満の掲示であっても1か月分の料金を納付するものとします。

※「障害者の利用に係る公の施設の使用料及び利用料金の減免に関する条例」（昭和５８年条例第８号）第３条に規定する者が利用する場合は、「障害者の利用に係る公の施設の使用料及び利用料金の減免に関する条例施行規則」（昭和５８年規則第３２号））で定める額を減免するものとします。

※利用料金等の納期限は、事前納付又は利用当日とします。ただし、納付が確実に認められるものは請求書払いを認めるものとします。請求書を発行した場合、発行した日から１５日以内を納期限としますが、やむをえないと認められる場合は翌月末までの適切な日とします。

（2）自主事業

事業	現行料金（円）
エコ・パークボランティア	無料
わくわく野あそび隊	１人３００円
大麻生自然塾	１人３００円

荒川大麻生公園利用者アンケート結果

【問１－１】あなたの年齢を教えてください。

回答数 22

【問１－２】あなたの性別を教えてください。

回答数 22

【問１－３】あなたの職業について教えてください。

回答数 22

【問１－４】あなたがお住まいの市町村を教えてください。

さいたま市（西区）	0	春日部市	0	三郷市	0	横瀬町	0
さいたま市（北区）	0	狭山市	0	蓮田市	0	皆野町	0
さいたま市（大宮区）	0	羽生市	0	坂戸市	0	長瀞町	0
さいたま市（見沼区）	0	鴻巣市	1	幸手市	0	小鹿野町	0
さいたま市（中央区）	0	深谷市	2	鶴ヶ島市	0	東秩父村	0
さいたま市（桜区）	1	上尾市	1	日高市	0	美里町	0
さいたま市（浦和区）	0	草加市	0	吉川市	0	神川町	0
さいたま市（南区）	0	越谷市	0	ふじみ野市	0	上里町	0
さいたま市（緑区）	0	蕨市	0	白岡市	0	寄居町	0
さいたま市（岩槻区）	0	戸田市	0	伊奈町	0	宮代町	0
川越市	0	入間市	0	三芳町	0	杉戸町	0
熊谷市	13	朝霞市	0	毛呂山町	0	松伏町	0
川口市	0	志木市	0	越生町	0	★県外（群馬県）	0
行田市	2	和光市	0	滑川町	0	★県外（栃木県）	0
秩父市	0	新座市	0	嵐山町	0	★県外（茨城県）	0
所沢市	0	桶川市	0	小川町	0	★県外（千葉県）	0
飯能市	0	久喜市	0	川島町	0	★県外（東京都）	0
加須市	0	北本市	1	吉見町	0	★県外（その他）	0
本庄市	0	八潮市	0	鳩山町	0		
東松山市	1	富士見市	0	ときがわ町	0		

【問２－２】その公園の利用頻度を教えてください。

回答数 22

【問２－３】その公園への交通手段を教えてください。

回答数 22

【問２－４】その公園の利用目的について教えてください。

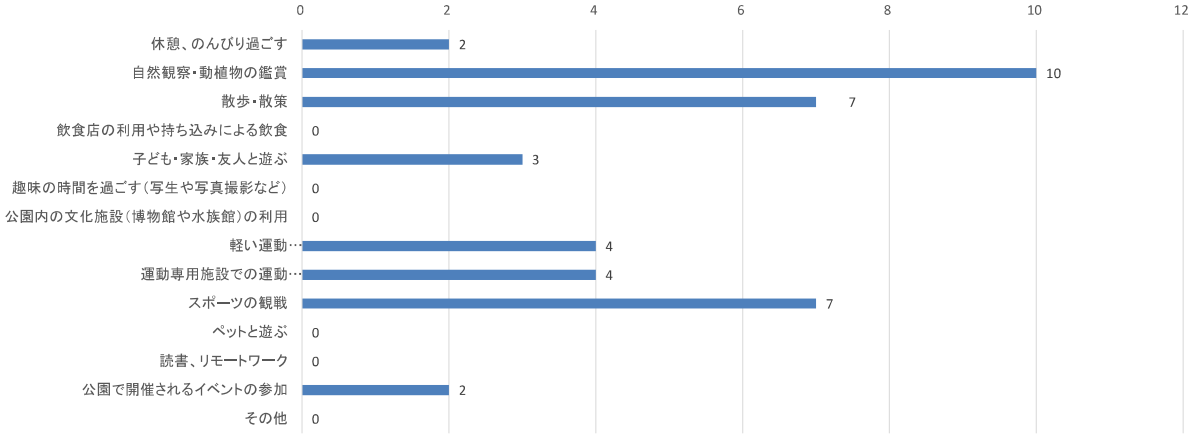

軽い運動・・・散歩やジョギングなど　　運動専用施設での運動・・・体育館、テニス、野球など

【問２－５】その公園で残してほしいもの、こうあってほしいものを教えてください。

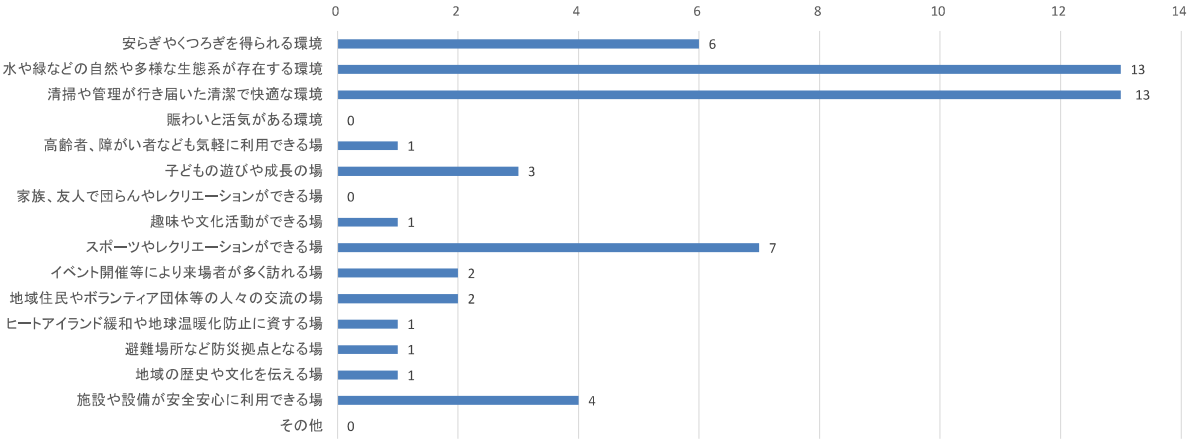

【問２－６】その公園をより良くするために、必要な施設や設備があれば教えてください。

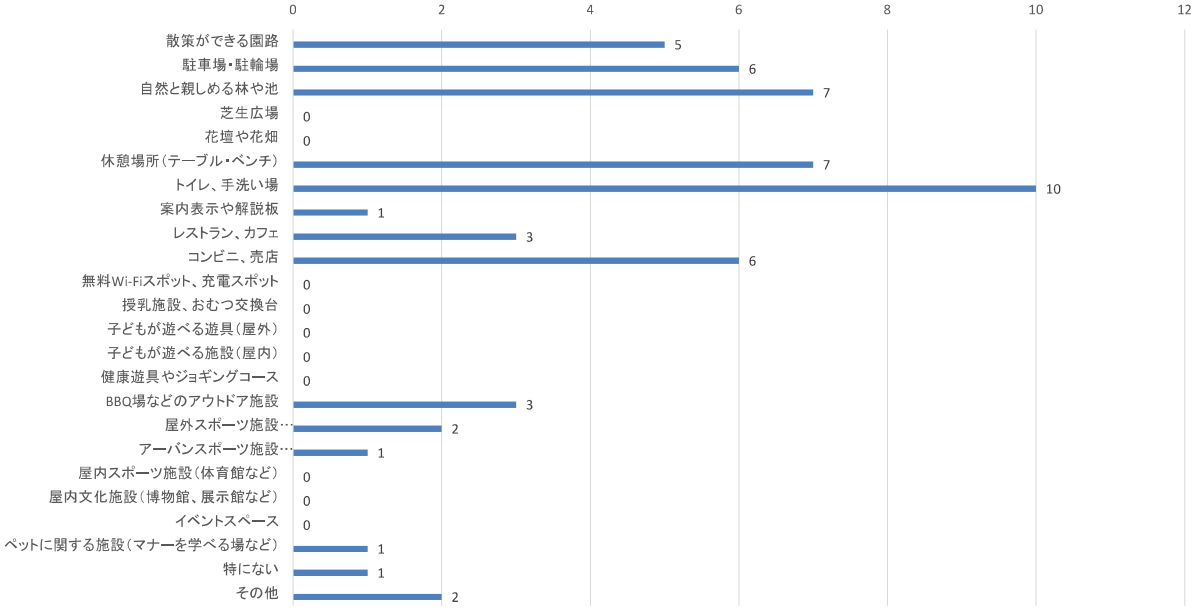

屋外スポーツ施設・・・テニスコート、野球場、サッカー場など　　アーバンスポーツ施設・・・スケートボードパーク、ボルダリングなど

【問２－７】その公園の管理や運営に関して意見があれば教えてください。（主な意見）

○ サイクリングで立ち寄るので、トイレがきれいだと良い（30代・男性）

○ サッカーで利用しています。駐車場がきれいに舗装されると嬉しいです。（30代・男性）

○ 現在のままで良いと思います。（50代・男性）

○ 土手側に野鳥の森入り口の看板があるが、2ヶ所とも同じ名前になっている。園内には沢山の入り口があり、他の入り口と名前が重ならないように番号なり方角を示すなど配慮すべき。遊び心を交えるなら生息する野鳥の名前を各入口に与えるとか、分岐点の番号にも鳥名を入れれば学習効果があるのでは？（50代・男性）

○ 販売機があれば嬉しいです。（50代・女性）

指定管理業務に関する特記仕様書（荒川大麻生公園）

公園管理に当たり、下記の事項について遵守すること。

記

１　別添の「有資格者の選任等一覧」のとおり有資格者を配置すること。

２　供用日及び供用時間については、別添の現況調書に記載されている水準を下回らないように配慮すること。

３　行為許可料金の設定に当たっては、次の点を踏まえること。

（１）近隣の類似施設や県営都市公園内の同種の施設の料金と比較しても妥当な設定がなされ、関係機関及び利用者の理解が得られること。

（２）国又は埼玉県（以下「県」という。）が主催する事業等に使用する場合、又は共催する事業等に使用する場合は減額又は免除することができる。

ただし、電気、ガス、水道、下水道等を使用する場合、又は特別な設備、管理、模様替え等を要する場合は別途実費相当額を徴収することができる。

（３）障害者等の利用料金については、「障害者の利用に係る公の施設の使用料及び利用料金の減免に関する条例」（昭和５８年条例第８号）及び「障害者の利用に係る公の施設の使用料及び利用料金の減免に関する条例施行規則」（昭和５８年規則第３２号）の規定に基づいて減免すること。

４　樹木の老朽化について

公園内の樹木の老朽化に伴い、適正な維持管理を行っていくため、県が管理する樹木診断結果等に基づき県と調整の上、適切に管理を行うこと。

また、危険防止のため、枯損木や枯枝の早期発見に努め、除去を行うとともに、台風等による倒木については、速やかに除去すること。

５　防犯対策に配慮すること。

埼玉県防犯のまちづくり推進条例に規定する防犯上の指針に基づき適正に管理すること。

６　地元ボランティア団体との連携を図ること。

地域に根ざした公園となるように地元ボランティア団体等と連携し、公園管理を行うよう努めること。

７－１　河川増水時には、利用者への安全対策及び施設・工作物等の撤去を行うとともに、その後の速やかな復旧に努めること。

（１）本公園は、荒川の河川敷地内にあり、増水時には、冠水のおそれがある。

（２）本公園は、国土交通省から河川法（昭和３９年法律第１６７号）第２４条に基づく占用許可及び同法第２６条に基づく工作物の設置許可を受けて設置されている。

このため、指定管理者は、河川の水位が上昇し、公園敷地が冠水する場合に備え、毎年、国土交通省及び県の指示に従って「許可工作物自主撤去計画」を作成し、少

なくとも２年に一回、同計画に基づいた撤去訓練を行う必要がある。

（３）台風、大雨等により冠水が予想される場合には、利用者に対して安全対策を講じるとともに、同計画に基づき指定管理者の負担において、園内の施設・工作物を速やかに河川敷地外へ撤去させなければならない。

（４）冠水後も必要な安全対策を講じるとともに、ゴミの撤去、清掃等を行い、速やかな復旧に努めること。

７－２　工事の実施又は工作物の設置について

公園における工事の実施又は簡易トイレ等の工作物の設置にあたっては、河川法上の協議又は許可が必要となる場合があるので、河川管理者の指示に従うこと。

７－３　生態系保護について配慮すること。

「野鳥の森」及び自由広場の河原（野草の広場）等には、多くの野鳥や希少な動植物が生息生育していることから、これらの区域については、特に生態系の保護に配慮して管理を行うこと。

７－４　クビアカツヤカミキリとカシノナガキクイムシの発生予防等について

近年、埼玉県内で増殖が確認され、樹木に被害を与えているクビアカツヤカミキリとカシノナガキクイムシについて、発生の予防に努め、発生が確認された場合は、基本協定書（案）別紙２「施設の新築、増改築及び修繕等の実施及び費用負担区分(案)」により、県と連携して必要な対策を実施すること。

８　ネーミングライツの導入について

県は令和７年度中にネーミングライツの募集を行い、公園の愛称が付される予定である。なお、ネーミングライツ募集の事務は県が行い、命名権料も県の収益となる予定。

ネーミングライツの導入に伴う対応については、指定管理者は県に誠意をもって協力すること。

９　本書の定めのない事項

本書に定めのない事項が発生した時、その都度、県と迅速に誠意をもって協議し、その指示に従うこと。

別添

荒川大麻生公園　　有資格者の選任等一覧

（適用欄○を適用する。）

・有資格者の選任、許可、届出事項等

関連事項	資格等	根拠法令等	適用	備考
消防法関係	防火管理者、消防計画	消防法第8条		指定管理者が行う。
	危険物保安監督者	消防法第13条		選任、指定管理者が行う。
	危険物取扱者	消防法第13条		選任、指定管理者が行う。
	少量危険物施設の貯蔵・取扱い変更届出	火災予防条例		届出、所轄消防により異なる
電気事業法関係	電気主任技術者、保安規程	電気事業法第43条、第42条		選任、届出　指定管理者が行う。
				平成１７年３月２８日付け平成17･03･22原院第１号「主任技術者制度の解釈及び運用（内規）」よる。
	ﾎﾞｲﾗｰ・ﾀｰﾋﾞﾝ主任技術者	電気事業法第43条		選任、指定管理者が行う。
ﾋﾞﾙ管法	建築物環境衛生管理技術者	ﾋﾞﾙ管法第6条		選任、指定管理者が行う。
浄化槽法	浄化槽管理士	浄化槽法第10条		選任、指定管理者が行う。

ﾋﾞﾙ管法…「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」による。

・定期検査報告事項等

関連事項	届出等	根拠法令等	適用	備考
建築基準法	特殊建築物等定期点検	建築基準法第12条		特定建築物
	昇降機定期検査報告	建築基準法第12条		ｴﾚﾍﾞｰﾀｰ
消防法	消防用設備等点検結果報告	消防法17条		
	地下ﾀﾝｸ貯蔵所定期点検	消防法第14条3の2		３年以内、１年以内
ﾋﾞﾙ管法	建築物環境衛生管理基準	ﾋﾞﾙ管法第4条		維持管理の基準
水道法	簡易専用水道の検査	水道法第34条の2		受水槽＞10m3
	小規模貯水槽水道の検査	条例等		受水槽≦10m3、簡易専用水道に準じる
浄化槽法	し尿浄化槽点検、清掃、水質検査	浄化槽法第8条、第9条、第10条、第11条		

・その他関係法令

関連事項	届出等	根拠法令等	適用	備考
小型船舶操縦者法	海技免状	小型船舶操縦者法第23条の2		有資格者の選任、湖川管理用
労働安全衛生法	ﾎﾞｲﾗ取扱作業主任者	労働安全衛生法第14条、第61条		有資格者の選任
ﾌﾟｰﾙ衛生管理	衛生管理者、管理責任者	埼玉県ﾌﾟｰﾙ維持管理指導要綱第6条		選任
食品衛生法	食品営業許可、食品衛生責任者	食品衛生法第52条、第50条		許可、届出　営業を営もうとする者
廃棄物処理法	産業廃棄物の処理	廃棄物処理法第11条	○	産業廃棄物の適正な処理
その他関係法令	関係法規等の遵守	関係法規等	○	関係法規等の遵守

小型船舶操縦者法…「船舶職員及び小型船舶操縦者法」による。

廃棄物処理法…「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」による。